



中津市監査委員告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年5月25日

中津市監査委員 永 松 未 利

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称： 令和3年度 定期監査

課 名： 財 政 課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>①委託事務に関する書類の一部に「消せるペン」の使用が見受けられた。改ざんなどの不正な処理を防ぐため、鉛筆や消せるペンなどの使用は行わないよう指導を徹底されたい。</p> <p>②委託料の一部に、遅延利息の支払いは生じていないものの支払期日を超過した支払いがあった。 今後は、支払期日には十分注意し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>③契約は競争性・透明性・公平性の確保が重要であるが、賃貸借業務の一部に1者随契による契約が見受けられた。今後は、他に取り扱える業者がないか広く調査し、経費節減にも努めるよう求める。</p> <p>(2) 財産管理事務について</p> <p>①市有財産の適正な管理のため、中津市有財産規則第18条が定める「市有財産台帳」および「総括台帳」、また、同規則第28条が定める「普通財産貸付台帳」を提出して下さい。</p> <p>②備品の適正な管理のため、備品台帳（本庁舎外施設にあっては写真添付）を提出して下さい。</p>	<p>①ご指摘のとおり、改ざん防止等の理由から不適切でした。今後は適切な事務処理を行うよう業者への指導を行って参ります。 また、他課の職員とも情報を共有し指導を徹底致します。</p> <p>②ご指摘のとおり、支払事務に誤りがありました。今後は契約事項に注意するとともに、適正な事務処理を行うようチェック体制を整備し、再発防止に努めます。</p> <p>③ご指摘のとおり、契約事務では競争性・透明性・公平性の確保が重要であり、第三者から見ても適正な事務処理がなされているように今後も務めて参ります。 また、契約事務に際しては複数者の見積りを取るようにし、経費節減にも努めて参ります。</p> <p>①市有財産台帳及び総括台帳等の提出については、令和3年12月末までに整備し提出致します。 今後も適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>②財政課執務室内の備品については、令和3年5月11日までに備品ラベル表示を整備し備品台帳を提出しました。 それ以外の備品につきましては、本年12月末までに整備のうえ提出致します。 今後も適正な事務処理に努めて参ります。</p>	